

○加須市男女共同参画推進条例施行規則

平成23年7月21日

規則第22号

改正 平成29年3月29日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、加須市男女共同参画推進条例（平成23年加須市条例第14号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 条例第21条に規定する加須市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第4条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(平成29規則20・一部改正)

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第20号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。